

令和 7 年 3 月 28 日

区 民 部 課 税 課

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

1 改正条例

江東区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月江東区条例第 4 8 号）

2 改正理由

運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備を目的として、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 3 2 号。以下「改正法」という。）が公布され、令和 7 年 3 月 2 4 日が施行期日とされている。身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請時に提示が必要な運転免許証について、免許情報記録個人番号カード（運転免許証と一体化した個人番号カード）の提示による申請も可能とする等の改正が必要なため、本区区税条例の一部改正を行う。

3 主な改正内容

免許情報記録個人番号カードの提示による減免を可能とする規定の追加

条例第 4 6 条の 2 において、種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならないと規定されている。

当該運転免許証について、改正法の施行による道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードの提示を含む改正を行うとともに、同条に規定する減免の申請書に記載を必要とする事項についても、所要の改正を行う。

江東区特別区税条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 (略) 第1条～第46条 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 (略) 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者<u>又は</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証	目次 (略) 第1条～第46条 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 (略) 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者<u>若しくは</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項に</u>

明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、運転免許証の提示及び第 5 号に掲げる事項の申請書への記載を要しないものとする。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証の番号、<u>交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件を付されている場合にはその条件</u> (6) (略) (加える) <u>3</u> (略) 第 4 7 条～第 6 6 条 (略)	<u>において同じ。)</u> が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において「<u>免許情報記録個人番号カード</u>」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、<u>運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示及び第 5 号に掲げる事項の申請書への記載を要しないものとする。</u> (1)～(4) (略) (5) 運転免許証<u>又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録</u>(以下この号において「<u>免許情報記録</u>」という。)の番号、<u>運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件を付されている場合にはその条件</u> (6) (略) <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> (略) 第 4 7 条～第 6 6 条 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。
---	---